**滋賀県介護サービス体制強化支援事業実施要綱**

**１ 目的**

 新型コロナウイルス感染症の影響により、職員体制の縮小や感染症対策への業務負担が増えている介護サービス事業所の職員体制を強化するとともに、現状の雇用情勢において、新たな雇用・就業の機会を創出することを目的とする。

**２ 実施主体**

 実施主体は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）による指定または許可を県内で受け、介護サービスを提供する事業者とする。

**３ 事業内容**

法による指定または許可を県内で受けた施設・事業所の職員体制を強化するために、介護職員を新たに雇用した場合の当人の人件費を助成する。ただし、以下の全てを満たす場合に限る。

（１）募集方法

新たに雇用する職員の募集にあたっては、各事業所を管轄するハローワ　ークまたは滋賀県介護・福祉人材センターに別紙のとおり求人申込を行うこと。なお、求人申込書の提出にあたっては、特記事項等に「滋賀県緊急雇用創出事業」と記載すること。

（２）新たに雇用する職員の要件

新たに雇用する職員の雇用形態（正規職員、臨時的職員等）は問わない。ただし、派遣労働者や現に介護に従事しない職員（事務職員等）のほか法人役員は対象外とする。

（３）実施主体の要件

実施主体は、しが介護職員定着等推進事業者登録を受けていること。

（４）育成計画の作成

雇用にあたっては、新たに雇用した職員が職場において円滑に就労・定着できるよう計画を作成すること。

**４　事業実施期間**

　事業実施期間は、令和２年度とする。

**５　留意事項**

本要綱に定めるほか、事業の実施にあたり必要な事項は別に定める。

付　則

この要綱は、令和２年８月４日から施行する。

別紙

求人募集時の応募要件等について

１　応募要件および提出書類

(1) 応募要件

　　　 次のいずれかに該当する方

①　新型コロナウイルス感染症の影響により、内定を取り消された方

②　新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇、雇い止め等離職を余儀なくされた方

③　新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的にお困りの方

※　ハローワーク、滋賀県介護・福祉人材センターへの求人申込書の提出に当たっては、特記事項等に「滋賀県緊急雇用創出事業」と記載。

　(2) 応募要件の確認に係る提出書類

　　①　次の書類その他内定の取消しまたは離職を余儀なくされたことを証する書類の写し

ア　内定取消書

イ　退職証明書

ウ　離職票

　　②　(1) ③の場合または①の確認書類が提出できない場合は、自己申告書（様式）

　　※　新型コロナウイルス感染症の影響によるものであることが、①の確認書類で判断できない場合は、①の確認書類のほか②の自己申告書が必要

自己申告書（様式）

自己申告書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　 　年　 　月 　　日

　　（法人代表者）　様

（新たに雇用される職員氏名）　　印

　私は、下記の応募要件に該当していることを申告します。

記

〔応募要件〕

　※　該当するものにを付けてください。

　□　①　新型コロナウイルス感染症の影響により、内定を取り消された方

　□　②　新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇、雇い止め等離職を余儀なくされた方

　□　③　新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的にお困りの方

注１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とします。

　２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。